



台風第19号
関連

令和元年10月21日
観光庁

令和元年台風第19号における被害者の有する許可等の有効期間の延長について

令和元年台風第19号における被害者の有する権利利益の保全のため、被害者の有する観光庁所管の許可等について、その有効期間の延長の対象となる許可等の内容を定める告示（観光庁告示）を公布しましたのでお知らせします。

- 令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）により、令和元年台風第19号による災害について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第3条に基づく行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置（令和元年10月10日以後に満了する許可等の有効期間の延長）が適用されることとなりました。
- 観光庁関係の当該措置の適用対象について、別添（観光庁告示）のとおり、対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を指定する告示を公布しましたのでお知らせします。

参考1： 法第4条第2項の規定に基づき、令和元年10月10日以後に法令に規定する履行期限が到来する義務（変更の届出義務等）が履行できなかった場合であっても、それが令和元年台風第19号によるものであることが認められたときには、令和2年1月31日までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。

【問い合わせ先】 観光庁旅行振興参事官室 吉田・原口（直通 03-5253-8329）

○観光庁告示第六号

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第二百二十九号）により指定された令和元年台風第十九号による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和元年十月二十一日

観光庁長官 田端 浩

| | | |
|---------------------------------------|--|------------|
| 特定権利利益 | 対象者 | 延長後の満了日 |
| 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の規定に基づく旅行業の登録 | 令和元年台風第十九号に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内に主たる営業所を有する者 | 令和二年三月三十一日 |